**同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助の取扱いについて**

平成２９年１０月

改正　令和　２年　４月

改正　令和　４年　７月

東温市市民福祉部長寿介護課

同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助等の提供にあたっては、同居家族等の障がい、疾病の有無に限定されるものではなく、適切なケアプランに基づき、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断することとします。

詳細は下記のとおりです。

**１　「同居」の定義**

同居家族等の有無は、実際に居住している「家屋の状況」及び「日常の生活実態」を勘案して判断します。

（１）同居

　　　利用者と家族等が同一の家屋に住んでいる状態。

（２）別居

　　　利用者と家族等が別々の家屋に住んでいる状態。

（３）家屋の状況及び生活実態を勘案して判断するもの

　　ア　いわゆる二世帯住宅

・　台所・浴室・トイレ等が独立しており、利用者の居住部分から一旦外に出なければ家族等の居住部分に立ち入ることができない場合は「別居」。

　　　・　台所・浴室・トイレ等、家屋の多くの部分を家族と共用している場合は「同居」。

　　イ　同一敷地内別棟又は隣接する敷地に居住

　　　・　家屋が独立している場合は「別居」。

ウ　集合住宅

・　同じ建物であっても、独立した別々の部屋に住んでいる場合は「別居」。

**※　判断に迷う場合はご相談ください。**

**２　「障がい・疾病、その他やむを得ない理由」の考え方**

同居の家族等が以下の状況にある場合、居宅サービス計画・訪問介護計画案等に位置づけ、保険者（東温市長寿介護課）への相談、サービス担当者会議において判断します。

（１）障がい

　　　同居家族等が障がいを有し、利用者の生活に必要な援助（家事）を行うことができない場合。

（２）疾病

　　　同居家族等が疾病のため、利用者の生活に必要な援助（家事）を行うことができない場合。

**※　障がい者手帳の有無や要介護（要支援）認定の有無だけで判断するのではなく、障がい・疾病のためにどのような家事ができず、どのような支障があるかを判断します。**

（３）その他やむを得ない理由

ア　同居家族等が児童（１８歳未満）のみの場合。

　　イ　虐待（介護放棄を含む）等、本人と同居家族等の関係に深刻な問題があり、援助が期待できない場合。（単に利用者が遠慮して家族等に頼みにくい場合は除く。）

　　ウ　家族等が就労等で長時間にわたり日中不在であり、その時間帯に生活援助が必要な場合。（出勤・帰宅の時刻、休日の頻度、休日にできる家事等の把握が必要。）

エ　家族等の中に複数の要介護者がいるなど、介護者の介護負担が大きく、負担軽減を図らなければ介護者が体調を崩したり、虐待につながったりする可能性がある場合。

**３　同居家族等がいる場合、原則提供できないサービス**

（１）利用者以外の家族等の洗濯、調理、買い物、布団干し

（２）利用者が専用する居室以外の共用部分（居間、食堂、台所、浴室、トイレ等）の掃除

**※　状況により対象となる場合もありますので、必要と思われる場合はご相談ください。（認知症等により、トイレやその周辺の汚染が頻繁にあり、その都度掃除しなければ日常生活に支障がでるような場合など。）**

**４　生活援助算定の判断からサービス提供までの手順**

（１）アセスメント

　　ア　利用者が家事をできるかできないか

自立支援の観点から、利用者ができることをサービスとして提供することはできません。また、家事の経験がなくてできない場合は、できるようになるためのサービス内容を検討する必要があります。

　　イ　利用者ができない部分について、どのような生活援助が必要か

　　　　利用者が日常生活を営む上で必要な内容、回数、時間が対象となります。

　　ウ　同居の家族等ができるかできないか

同居家族等が障がい・疾病その他やむを得ない事情により、利用者が日常生活を営む上で必要な家事を必要な時間帯に行うことができない場合、対象となります。

（２）ケアプラン原案作成

（３）保険者（東温市長寿介護課）に相談

《必要書類》

　　①　同居家族等がいる場合の生活援助算定確認票

　　②　課題分析表（利用者基本情報、アセスメント表など）

　　③　居宅サービス計画書（１）、（２）（原案で可）

※　要支援者、事業対象者の場合は介護予防サービス・支援計画書（原案で可）

　　④　週間サービス計画表

　　⑤　サービス担当者会議の要点（必要な場合のみ）

※　必要に応じてサービス担当者会議開催後に提出を求める場合があります。

　　⑥　利用票

　　⑦　利用票別表

　　⑧　介護認定審査会資料

　　⑨　主治医意見書

（４）サービス担当者会議

保険者との相談結果を踏まえ、利用者、家族、サービス担当者で情報を共有し、生活援助の必要性、必要な内容、回数、時間等を検討・決定します。

（５）訪問介護事業所が当該生活援助を含む訪問介護計画を作成し、サービスを提供

（６）モニタリング、評価、ケアプランの見直し

**５　保険者への事前相談が必要な場合**

生活援助が必要な要介護者等に同居家族等がいる場合に事前相談が必要です。相談の時期は次のとおりです。

（１）新たに生活援助の利用を開始するとき。

（２）保険者に相談・確認済みで生活援助を利用している対象者については、新たな認定期間が始まる時点の居宅サービス計画を作成するとき。

**【保険者への事前相談要否フロー】**

生活援助が必要な要介護者等に同居家族等がいるか

いない

いる

生活援助の提供が必要な理由は何か

同居家族等の

「障がい・疾病等」以外の理由

同居家族等の

「障がい・疾病等」

**事前相談必要**

事前相談不要

**※　フローで「事前相談不要」となった場合でも、適宜「同居家族等がいる場合の生活援助算定確認票」を使用し、適切なケアマネジメントをお願いします。判断に迷う場合はご相談ください。**